

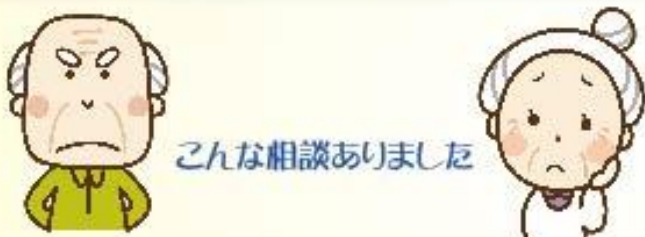
# 東濃西部 消費生活相談のあれこれ

No.79

発行：東濃西部広域行政事務組合

## 高額受け取りの話を持ちかけるメールに注意！

高額を受け取るはずが、逆に多額の支払いをしてしまった」という相談が寄せられています。  
**【事例】**「宝くじが当選し高額を受け取りができる」「多額の口座残高がある」などというメールが突然送られてきて、メールにあるURLをクリックすると金融機関や公の機関と思える名称のサイトにつながった。「お金を受け取るための手続き」と書かれていたので、数千円のお金を支払い、手続きを進めた。しかしその後も手続きのための手数料ばかりを請求され、多額の支払いをしたがお金を受け取れない。この事例においては、お金を受け取るための手数料とって、実際にはサイト利用料を支払わされていました。ありもしない話をもとに、サイトを利用させられています。特殊詐欺の可能性があるので、警察への連絡と合わせて消費生活相談窓口へもご相談ください。



スマホで、目にいいという健康食品の定期購入を見つけた。詳細を読むと、「いつでもやめられる」と書いてあったので注文した。1回目が届いてしばらく飲んだが、あまり効果を感じられなかったのでやめたいと思う。2回目以降の商品は「受け取り拒否」をすれば解約したことになるか。

通信販売の場合、キャンセルや返品は画面に表示された解約・返品条件に従うことになります。受け取り拒否をすることで解約にはなりません。解約には相手方への意思表示が必要です。解約をしないまま放置をすると、法的手段で代金の請求が来る可能性もありますので、きちんと解約手続きをしましょう。

## 4月の相談件数

新規・継続合計

店舗購入	11件
訪問販売	8件
訪問購入	3件
通信販売	36件
連鎖販売	1件
電話勧誘	4件
送り付け商法	0件
無店舗販売	0件
不明・無関係	14件

\*不明・無関係とは、上記分類に含まれないもの。

例えば、架空請求はがき等

### 消費生活相談窓口のご案内

※原則、相談は住所地の窓口をご利用ください

時間 / 10:00 ~ 16:00

相談 / 原則予約制

相談料 / 無料

予約 / 相談を受けたい窓口

月～金曜日 多治見市役所本庁舎 暮らし人権課 / 22 - 1134

火曜日 瑞浪市役所 生活安全課 / 68 - 9748

金曜日 土岐市役所 生活環境課 / 54 - 1111

E-mail 相談 / kouiki@tono-seibu.org

東濃西部広域事務組合 消費生活巡回相談事業